

## 佐伯藩主毛利家の本家・分家関係

甲斐素純

はじめに

江戸初期には、どこの藩でも大抵分家を創出している。

これは本家に後継者がいない場合などに、その血筋を残し本家を絶やさぬためでもあつた。佐伯藩毛利家でも例外ではなく、初代毛利高政の弟吉安が二千石を領し分家している。また、その長子吉房は庶子たるにより嗣となさず、別の家（三百石）を興している。（子孫忠右衛門某の時に断絶）。

なお、吉安の次子吉隆は父の遺跡を継いでいるが、その孫濱之助は幼少にして死し、家は断絶した。

また、毛利（森）兵橋家は高政の兄重政の子孫であり、三百石で幕末まで存続している。更に高政の二男高定家は、寛永十一年幕府に召されて「御書院番」に列し、三百石を領し幕末まで存続している。

なお豊後森藩主久留島氏の場合も、二代久留島通春の一男通貞、四男<sup>みちとを</sup>通遯にそれぞれ所領を分与している。三代通清の箇所には、「明暦元年（一六五五）七月十三日遺領を繼、一万三千五百石を領し弟半八郎通貞に千石、権三郎通遯に五百石を分ちあたふ」とある（以上、『新訂寛政重修諸家譜』毛利氏・久留島氏）。

久留島家の場合は、旗本通遯の子通重が四代通政の養子となり、采地を納める（幕府へ五百石を返納）などしている。あるいは旗本通貞の一男光通が通政の養子となり五代藩主となっている。久留島氏の場合は男兄弟がある程度いて、他家へも養子に出すことができたが、毛利氏の分家から本家を嗣いだ事例は無い。

本書では、公刊されている『佐伯藩史料、温故知新録』第一巻（平成七年三月）～第九巻（平成二十三年）の中から、佐伯藩主毛利家の本家・分家の関係をみていくこととする。

### 一、旗本・御家人について

本論に入る前に、旗本・御家人について若干概説しておく。

将軍徳川家と直接主従の関係にあつた武士は、大名・旗本・御家人である。

大名と旗本は、家禄高一万石が境界になる。旗本は一万石未満、御目見得以上とするのが一般的であり、御目見得以下は御家人とされた。江戸における大名・旗本・御家人の屋敷は幕府より与えられ、これを『拝領屋敷』と呼んだ。

一般的に大名は上・中・下屋敷といつた屋敷地を数力所拝領するが、旗本の大多数は一ヶ所を拝領し、下屋敷を有するのは少数の上級旗本に限られた。

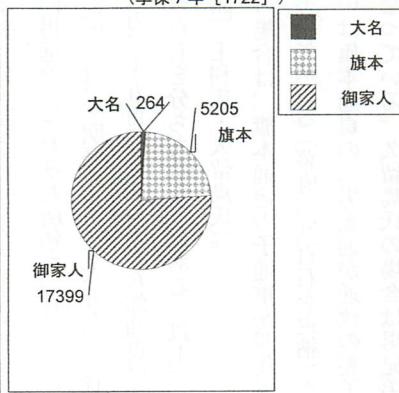
一ヶ所のみの拝領屋敷は、通常居住する屋敷になるので「居屋敷」と称した。また、特定の役職に就いた者には「役屋敷」あるいは「役宅」が与えられたりもした。

御家人には組屋敷または大縄屋敷というものがあり、集団で一括した屋敷地を拝領した。そして、これらの武家屋敷が町人地、寺社地と区画されて、広大な武家地を形成していたのである。

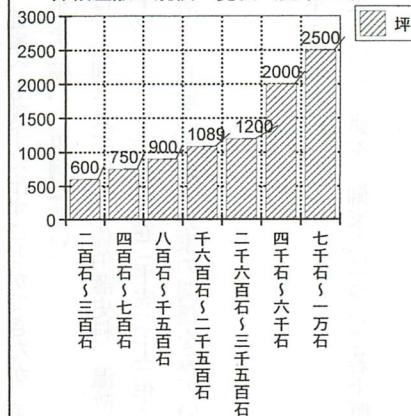
幕府は、拝領屋敷の敷地規模の基準を、家禄の石高によつて規定していた。それには寛永二年（一六二五）のものと元禄六年（一六九三）のものがあり図に示した。

大名・旗本・御家人の人数比

（享保7年 [1722]）



拝領屋敷の規模一覧表（寛永二年）



大名・旗本・御家人の人数についてみると、宝永二年（一七〇五）で旗本五三三一人、御家人一七二二三人。享保七年（一七二二）では大名二六四人、旗本五二〇五人、御家人一七三九九人である。

幕府全体では五〇石未満が圧倒的に多く、六〇%強を

占め、幕臣階層の下級層を構成すると考えられる。次いで二〇〇石台が一%程であり、一〇〇石台、三〇〇石の順である。旗本のみでは二〇〇石台がもつとも多く、二%を占め、次いで一〇〇石台、三〇〇石台が多く、これら一〇〇～三九九石で全旗本の五三%に及ぶ。高禄の旗本は少なく、三〇〇〇石以上の旗本で五%にすぎず、大名の数とほぼ同数である。

また、一〇〇石未満の旗本も少なくて七%程である。幕臣全体の人数構成で、第二のピークとなる一〇〇～三九九石には、全旗本の半数強が属する。しかも、それにほぼ同数の御家人が属することになる。

## 二、毛利高政二男 高定系

先ず先に、高定を祖とする系譜について、『新訂寛政重修諸家譜』第十巻によつて記しておく。

毛利 たか定 利

次郎八 数馬 今たかのまづの呈譜たかのまづに高明につくる。

毛利伊勢守高政が二男。母は吉田氏。

慶長十七年父にしたがひて江戸に参り本田正信を

先容として、はじめて東照宮に拝謁す。このとき月俸七十口をたまはり、在府の料に充てらる。

時に十一歳。元和四年暇をたまわりて父が領地にゆくのとき、台徳院殿（秀忠）の御前にめされ、地服・胴服等をたまひ、寛永七年摺津守高成とともに江戸に来り、十一年めされて御書院番に列し廩米三百俵さんぼうをたまふ。延寶五年閏十二月十二日致仕し、元禄元年十二月二十六日死す。年八十七。法名全英。牛込の保善寺に葬る。のち代々葬地とす。

某 十郎左衛門 母は某氏。

寛文七年十一月二十一日御書院番に列す。

高信

平太夫 四郎兵衛 母は某氏。

延寶五年閏十二月十日家を継、六年三月二十九日御書院の番士となる。元禄五年九月二十二日死す。

法名源参。

女子 間宮次左衛門盛俊が妻。  
女子 石川助之丞政之が妻。

高輝

長八郎 數馬 四郎兵衛 母は某氏。

元禄五年十二月十二日遺跡を継、小普請となる。

時に三歳。享保三年三月十六日御書院番に列し、六

年八月二十八日番を辞す。九年五月六日死す。

年三十五。法名自照。妻は永井喜右衛門直又が女。

たかひら  
高平

次郎八郎 母は某氏。

享保九年八月二日遺跡を継。時に十二歳。十六年三

月五日西城の御書院番に列し、寛保三年十二月十

六日番を辞す。延享元年六月十九日死す。

年三十二。法名良悟。

女子 大草半右衛門政富が養女。

たかひら  
高寛

久次郎 兵馬 次郎八郎 實は間宮左門盛次が

五男。母は依田藤右衛門信澄が女。高平が養子となる。

延享元年九月六日遺跡を継、二年九月十三日御小姓組に列し、三年十二月晦日番を辞す。寶曆七年五月二十日ふたたび御書院の番士となり、十三年五月十六日番を辞し、明和四年十二月十日致仕す。天

明元年六月十七日死す。

年六十一。法名大法。

たかひら  
高伴

初祐倫 安五郎 舎人 四郎兵衛 實は伊藤勒

負祐房が三男。母は松平中務少輔定昌が女。高寛

が養子となりて其女を妻とす。

明和四年十二月十日家を継、五年十二月五日はじめて浚明院殿（家治）にまみえたまつり、六年十二月十日御書院番に列す。七年閏六月二十八日番

を辞し、安永七年十二月十二日致仕し、寛政二年四

月十六日死す。年四十六。

法名了照。妻は高寛が女。

女子 高伴が妻。

高達

富五郎

数馬 母は高寛の女。

安永七年十二月十二日家を継、時に十八歳、廩米三百俵。寛政元年四月二十六日西城の御書院番に列し。二年四月一日より本城に候し、八年十二月十日また西城のつとめとなる。妻は安部主膳信旨が養子

女。

祐純

織江 伊藤左京亮家臣伊藤求馬祐標が養子。

女子

高珍

小屋之助 母は信旨が養女

家紋

丸に矢羽団 鶴丸 五三桐

なお参考までに「三百石の旗本屋敷」の一例を紹介する。

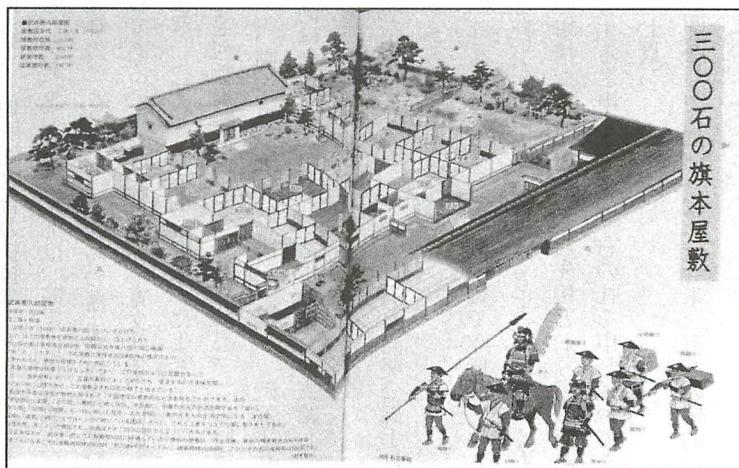
### ●武井善八郎屋敷

|       |            |       |      |
|-------|------------|-------|------|
| 屋敷図年代 | 正徳二年（1721） | 屋敷所在地 | 小川町  |
| 屋敷地坪数 | 412坪       | 建屋坪数  | 210坪 |
| 母屋建坪数 | 147坪       |       |      |

『図説

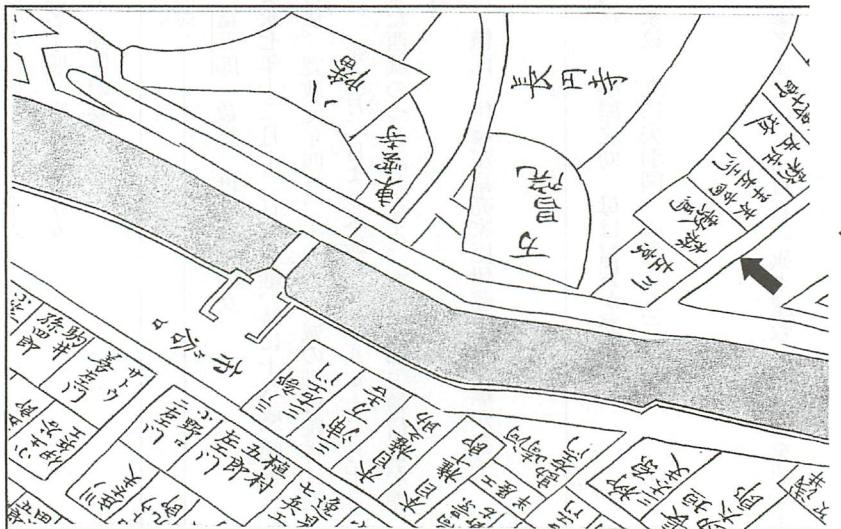
江戸大名と旗本の暮らし』

二〇〇〇年 学習研究社より



## 森（毛利）数馬（高定）屋敷

（『古板江戸図集成』第一巻所収「正保年間江戸絵図」より）正保元年（1644）図



### （一）米二百石の合力

天和二年（一六八二）家督を継いだ五代藩主毛利高久の家臣名簿に依ると、「他所江之合力扶持米」として「貳百石毛利長八郎」がある。この長八郎は、高定の孫で旗本三百石の毛利高輝のこと。なお、この時の藩主菩提寺（養賢寺）へは百石である。またそれ以前、「寛文八年、佐伯家中支配算用帳写」（一巻）の「御合力米」によると、「一、米六十壱石 毛利数馬殿」とある（三一八頁）。この時家臣の最高は「一、高六百五十石 物成三ツ武歩 磐部平兵衛」とあり、高は六百五十石で二ツ二歩の割合で支給している（米二〇三石余）。

その後享保六年（一七二二）十月三日の「高慶公御手日記写」（四巻）をみると、

一毛利四郎兵衛はたいそう家計困難で難儀しているとこのあいだから段々と言つてきていたので、やむを得ない事情だから当暮れから先例どおり米二百石ずつ助勢すると申し送つた。右の札を申し送つてきただ（二七七頁）。

とある。毛利四郎兵衛（高輝）家へは、米二百石の援助が先例であった（高ではない）。

この先例について、もう少しみていきたい。毛利数馬が提出した正徳四年（一七一四）二月二十六日の「八二、毛利数馬様ヨリ被差越候知行折紙等写」（二卷）によると、先祖の次郎八（高定）は、寛永四年（一六二七）八月十五日付で毛利攝津守高成より、佐伯荘内において高三百石の知行宛行の折紙、坪付を拝領している。また「一同数馬に對し、攝津守がこれまで行つてきた助勢は、知行高二百石を遣わし、銀一貫五百目ずつ、その外にも人夫や馬の飼い料などを宛行つてきた」（二卷、四六一頁）ともある。高定は寛永十一年召されて書院番に列し、幕府より三百石を給うのであるが、本家からは二百石が引き続き給されている。

ことで言つてこられた。ところが養子についての相談もあることだらうと殿の耳に入れ、岩本甚助を遣わしたところ、弟の長十郎を養子に願われた。また、今回諸費用についても困窮しているので、拝借について親類方が甚助へ会つてお話になつたとのことを帰つてきて申した。

（二）分家の務め

次に「一六、寛保三年日記」（九卷）の六月十八日によると、

一毛利次郎八郎の病氣は重くなつてゐるため判元見届（武家の急養子願）に対し、幕府から出願人のもとへ役人を派遣し、願書の真偽をただすこと）が行われるので、今日当家から役人たちのうち一人が出向くようにとの

一右の次郎八郎の養子願の相談も前もつてあるべきところ、一向に知らせがなく、幕府の役人が判元見届けに来るというところになつて知らせてきた。また、内々の借金のようなことは、役人たちをお呼び出しになつて申し伝えられるはずのところ、これまた直接甚助へ申し伝えられたことは納得し難く、考え違いといううのである。当家の役人たちが考えていることを、甚助方から次郎八郎の家来白田文右衛門方まで手紙によつて申し送らせた。

一、右の次郎八郎は今朝死去なさつたとの知らせがあつた。  
一、次郎八郎の初七日なので、養子となつた間宮新十郎（盛伸）の弟の久次郎へひじき一箱を遣わされた。寺

（香典金百疋と代香を遣わされた（一六四〇五頁）

とある。

毛利次郎八郎は毛利高平のこと、前記のよう本家では、高平家から本家への対応にいささか不満を持つてゐる。しかし、本家としての心くばりもしてゐる。

八月二日には「一、毛利久次郎に程なく家督相続を命じら

れるはずであり、必要にもなるため小袖一・袴一・長袴一そりの着古された品を遣わされた。」そして九月九日に

は、「一、毛利久次郎へ家督を相違なく沙汰されたので、塩

鰯一折と樽代二百疋を使者を通じて遣わされた。」また同二十四日には、「一、毛利久次郎が家督を相続なさつてから初めておいでになつたので、三方に載せた長熨斗と吸物・酒を進上なさつた。」とある。

更に十二月二十三日には、「一、毛利久次郎方では次第に財政が困窮し、非常に苦しい状態であるために、助力の件で内々にお願いを申し伝えてこられた。よつて金二十両を遣わされた。」ともある。

なお参考までに記すと、同日記の五月六日には、「一姫君方三人へ、米千二百俵の援助米を今後は遣わされるので、やりくりするようにと書付によつて沙汰された」とあ

る。

また、「一側室へも金五十両と七人扶持を今までどおりお渡しするよう命じられた。」ともある。

次に、従来の本家と分家の関係を記した「覚」があるのを紹介する。つまり「十九、延享二年日記」（九巻）の五月二十七日の記事には、

一毛利兵馬（高寛）へ使者の畠藤太夫を通じて書付を遣わされた。岩本甚助も赴いた。

覚

一そなたの養父次郎八郎の病気が重くなつて養子を願われるとき、こちらへの相談もなく、願書を支配方へ提出なさつた後でお知らせになつた。古来より隠居・家督・養子・縁組などは、願書を提出なさる以前に当方へお尋ねになり、指図どおりになさつていただところ、右のなさりようではそちらの考えは納得できないものであること。

一そなたの先代から当方に對しての作法としては、年始・五節句又は月なみ・歳暮・その他吉凶などでもその都度来られていたところ、そなたの代になつて右の挨拶にも来られず、そなたの用事のときだけ來

られるとは無礼なことで、そちらの考えは納得できないものであること。

一去年の七月ごろ、こちらに来られて用人たちへ申し

伝えられた内容について、すべて謀略のもとに話しておられたことを理解し難く思つていたところ、その後言われたことには、最初に話した件はすべてうそを申し伝えておられたのだとの趣旨で、なおさら理解し難く思われた。つまりは自分が幼年であるため言いたい放題のなさりようなのであり、全くそちらの考えは納得できない。よつて考えることもある

のだが、久留嶋信濃守と山内主膳が何度もとりなすので、何はともあれ今回はそのようなことはしない。

これまでどおり変わらずに高三百石の援助を行う。そのように心得るようなさるべきこと。

一そなたの代替わりなどの際には、太刀・折紙を持参すべきこと。

一五節句・月なみ・寒中や書中の挨拶には、自身で來らるべきこと。

一古事や凶事などの際には、前に言つてくるべきであること。

一前条のとおり援助するからには、米や金その他をどうのうな事情であろうとも無心してこられるべきではないこと。

右のとおり通達したからには、奉公に關することは言うまでもなく、當方のいろいろなことも常に心掛けようになさるべきである。今後不届きなことをなさつたならば考えもあるので、あらかじめそう心得ておられるように。そのために申し入れる。以上。

五月二十七日

毛利寅太郎

毛利兵馬殿

右の書付を二人が持参してお渡ししたところ、請書をしたためてお返しになり、そこで帰つて殿へ報告した。(二〇五・七頁)

とある。かなり強い姿勢で、今後の本家に対する対応を求めている。

次に「延享五年御手日記」(四巻)の十二月十三日に依ると、「一、毛利四郎兵衛へ援助の百石分の金錢を遣わした。また四郎兵衛は殊の外生活が困窮しているから、どう

か二百石分の援助をしてほしいと、この間平左衛門方まで何度も言つて来ている。よつて、やむを得ずこの百石以外に金十五両を援助した。なおまた、当年の夏に五両を前渡ししたので、今回の十五両と合わせて、二十両の計算となり、特別にこれを遣わした。」ともある。

このように分家毛利氏は、生活の困窮から財政援助をたびたび求めている。これに対し本家でも、自分のところも厳しいがやむを得ず援助をしているのである。

後で江戸上屋敷の絵図を掲載するが、享保十六年（一七三一）の類焼後の屋敷図には、南御殿の横の長屋の一角に、「毛利数馬様」という記入がある。これは、この時点では既にここに入居しているのか、あるいは本家から別宅として部屋を与えられているかである。

### （三）屋敷替

二巻の「一、御代々勤仕書写」によると、天明四年（一七八四）三月二十二日の記事には、

三月二十二日、江戸木挽町裏築地の内田玄勝屋敷と毛利富五郎の小石川屋敷とを相対替えし、富五郎へは佐伯藩の白金今里村の下屋敷のうちの三百坪を

代地に与える。三者による屋敷替えの願書を、月番老中田沼主殿へ先手組土方宇源太を通じて差し出した。（中略）五月十六日、三者屋敷替えは願いどおりと沙汰された。

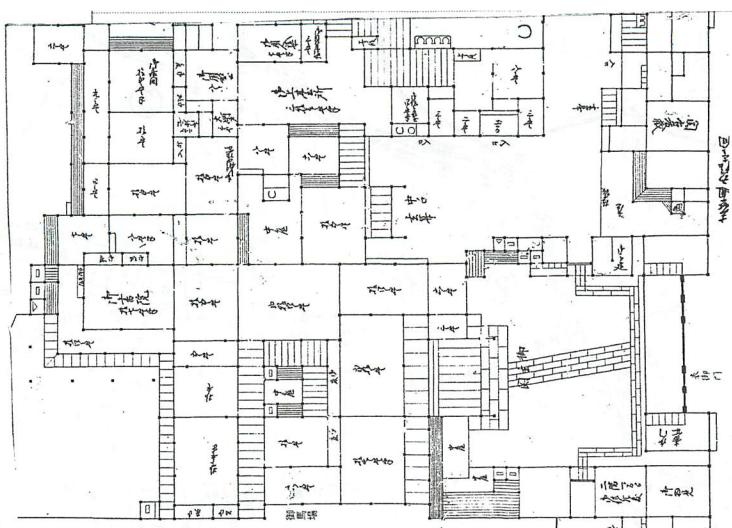
とある。また、二巻の「二七 佐伯藩築地御屋敷覚」には、次のようにある。

### 木挽町五丁目 築地屋敷

一天明四年三月二十二日、木挽町五丁目裏の築地寄合医師の内田玄勝の屋敷と、毛利富五郎の小石川大塚屋敷とを相対替えし、富五郎へは白金下屋敷のうちで三百坪を代わり地に与えるとの願書を、今日二十二日に先手組土方宇源太を通じて月番老中田沼主殿頭（意次）へ差し出されたところ、五月十六日に願どおりとの仰せを頂いた。十一月十六日に請け取つた。差し引き代金は五百六十両であった。

この時、毛利富五郎（高達）は、屋敷替えにて本家の下屋敷の内にて三百坪を確保している。あるいはこれを境に、前述の本家上屋敷で実際住み始めたのであろうか。

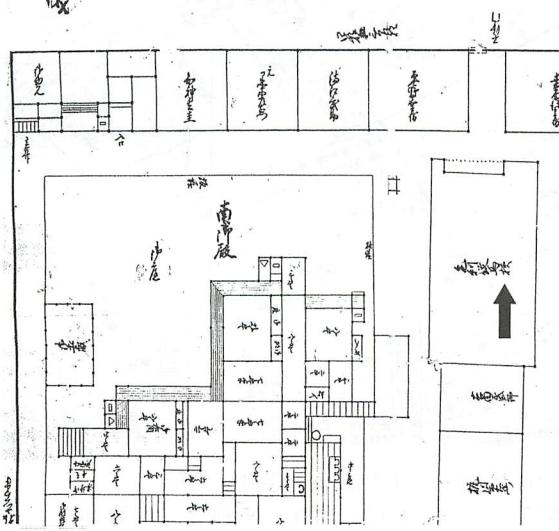
次の絵図は、享保十六年の類焼後の再建屋敷の絵図の一部である。

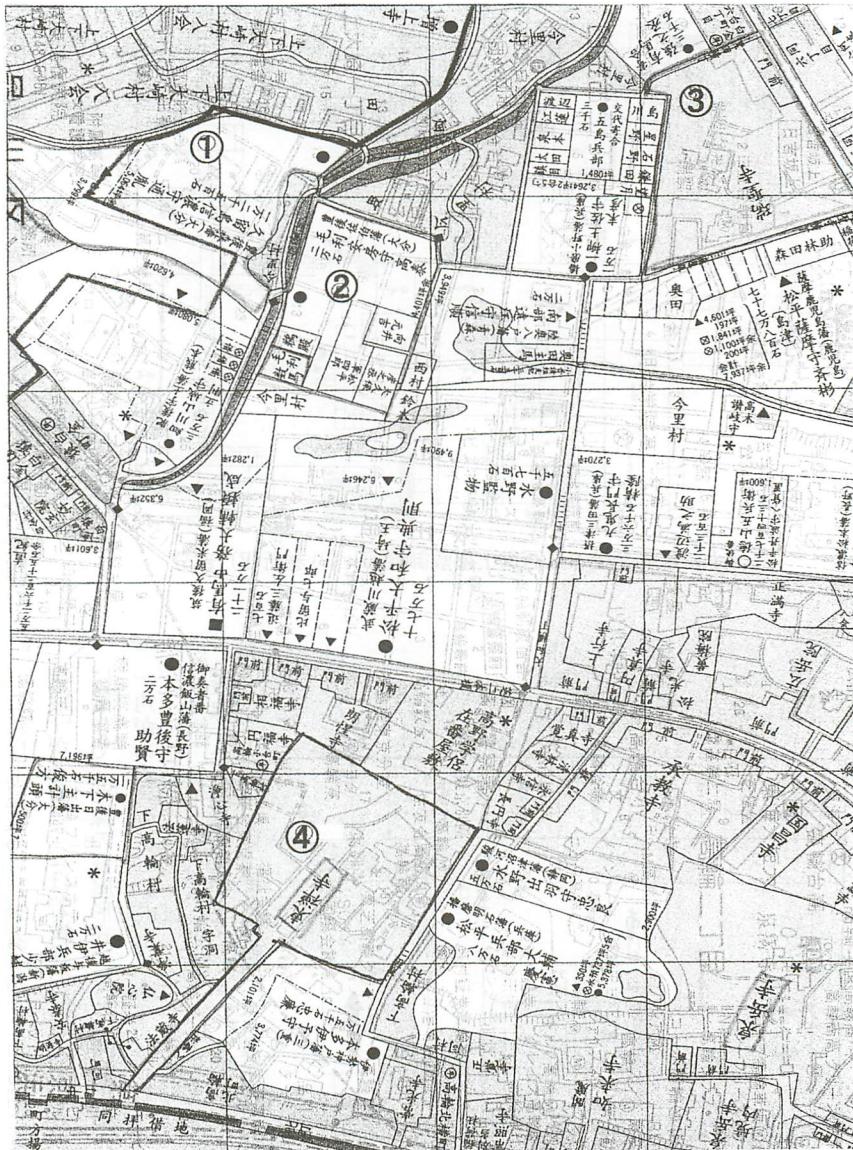


「享保十六年御類焼 江戸御上屋敷御絵図」(八巻所収) 部分

これは上屋敷の一部であるが、この南側には別棟で「南御殿」がある。これは若殿様の住居であろう。また南御殿に接して、別棟の長屋形式にて「毛利数馬様」と表記した一角がある。

「享保十六年御類焼後  
江戸御上屋敷御絵図」(八巻所収) 部分





①久留島通胤下屋敷位置図・②毛利高泰下屋敷位置図

③久留島菩提寺「瑞聖寺」・④毛利菩提寺「東禪寺」位置図

(『復元江戸情報地図』より)

### 三、毛利兵橘系及び吉安系

前述のようすに、毛利高政の二男高定系の分家へは度々各種の援助をしているが、もう一つの毛利家（初代高政の兄）の子孫三百石兵橘家へは、どうなつているのであろうか。

重政を初代とする兵橘家が、幕府に提出した家譜では「十郎左衛門重高が長男を豊後守重政、二男を伊勢守高政といふ」とある。しかし、高政の子孫が幕府に正式に提出した家譜（『寛政重修諸家譜』）では、高政の弟に「吉安」があるのみで、他の兄弟は記されていない。

「二、毛利氏古系譜二付御尋并御答」（一巻）によると、

一森氏を毛利氏に改めたのは、天正十年秀吉公が毛利輝元の持つ備中國高松城を攻めた折、織田信長公が明智日向守光秀に殺されたので、秀吉公が毛利輝元と和睦を結び、秀吉公より人質として森勘八郎高政をやり、輝元からも宍戸某を人質に差出した由である。その折り森と毛利の字音が同じなので毛利に書改めたらどうかと輝元に言われて勘八郎は応じ、森を毛利に書改めた。その後毛利民部大輔高政と名乗り、また伊勢守と改めた。

### 毛利

今の呈譜に、もとは平氏にして、森を稱す。十郎左衛門重高が長男を豊後守重政、二男を伊勢守高政とい

一毛利兵橘の先祖続柄について今度差出した古系譜中のとおり、民部大輔高政の弟であるが、兵橘方では高政の兄のように伝承されている訳は分からぬ。その上兵橘家では長州毛利家に隨身して大江姓と紋所等も譲受けたそうで、いずれにせよ以前より交誼を結んでいて別家のようには考えていないので、これまで提出した系譜の中にも書き載せてない。（四四一頁）

とある。これは文化八年（一八一二）三月に、毛利美濃守（高聰）が幕府に提出した御返答書きであるが、藩主家では兵橘家は高政の弟と位置付けている。

この兵橘家へは、財政的な援助は与えていないようであるが、兵橘は同類として毛利藩邸へ出入りしていることは伺われる。また高政の弟吉安系の伊織家についても合わせみていくことにする。まず『新訂寛政重修諸家譜』第十七巻によつて、兵橘系・吉安系・吉房系を記してお

ふ。豊臣太閤の命により、兄弟おなじく毛利輝元がもとに質たりしどき、輝元が申旨あるにより、太閤の命をうけて大江氏毛利にあらたむといふ。今接接するに、家傳の説、毛利伊勢守高標が譜牒と、互に異動あり。よりて各家のつたふるところにしたがひ、かれは藤原の支流に收め、これはもとのごとく大江氏に附す。事はかの譜に具す。

●重政

兵橋 豊後守 従五位下 初森を稱す。  
織田右府（信長）に属し、のち豊臣太閤につかへ豊後國木付城を賜はりて住す。慶長二年五月六日かの地にをいて死す。年四十七。法名西林。  
妻は大友左衛門督義鎮が女。

●重次

虎丸 兵橋 母は義鎮が女。  
父重政死するのとき、重次幼稚なるがゆへ、その家を継事を得ずして流浪す。のち片桐且元について照宮にこひたてまつり、豊臣秀頼につかへ、讚岐國

のうちにをいて采地をたまひ、すでにして讃岐國を生駒讃岐守一正に賜ふがゆへ、また且元をもつてこひたてまつりしかば、備中國小田郡のうちにをいて三百石の地を賜ひ、慶長十七年九月二十八日御黒印を下さる。十九年且元にしたがひて大坂を退き、御旗下に参り、則且元が手にありて御陣に従ふ。ほどなく且元卒して男出雲守孝利をよび其弟半之丞為元に属してかの領地摂津國茨木にあり。すでにして為元に就て江戸に参候し、こふ旨ありしかば、これをゆるされ、寛永十七年三月二十日めされて大猷院殿（家光）に奉仕し大番となる。十月二十一日死す。  
年四十七。法名高林。三田の正學院に葬る。のち代々葬地とす。妻は赤井彌平兵衛時直が女。

●重長

平三郎 兵橋 今の呈譜に重行に作る。母は時直が女。  
寛永十七年十一月遺跡を継、小普請となる。時に五歳。承應二年十二月大番に列し、天和元年九月二十

二日より道奉行をつとむ。元禄九年九月二十日死す。年六十一。法名忠巖。妻は渡邊因獄盛が女。

女子

元教

初重勝 平三郎 兵橘 致仕號元教 母は獄盛  
が女。

延寶元年二月二十八日はじめて巌有院殿(家綱)にまみえたてまつる。時に八歳。天和三年九月二十五日御書院番に列し、貞享二年三月二十八日昨日小石川御殿にをいて乗馬を台覧ありしどき、其列にありしにより、時服二領をたまふ。元禄九年十二月九日遺跡を繼、正徳元年番を辞し、享保十二年十二月二十三日致仕す。十九年五月十五日死す。年六十九。法名英文。妻は津田越前守政常が女。

女子 岡部彌右衛門雄救が妻。  
女子 堀田一郎兵衛直次が妻となり、かの家たゆるのとき、父がもとにかへる。

重榮しげなが 源藏 實は杉田五左衛門勝行が三男。元教が

養子となりてその女を妻とし、のち父にさきだちて死す。

妻は元教が女。

女子

早世

平三郎

某

音之丞

兵橘

母は某氏。

享保十二年十二月十三日家を繼、十七年十二月九日田安の近習番となり、のち小姓にうつり、其ののちつとめを辞す。寛保三年十二月十一日御書院番となる。安永七年七月二十八日死す。年七十。法名慧白。妻は梶川三之丞忠榮が女。

女子 田安の館につかふ。

元卓もとたか 鍋次郎、斎宮田安中納言宗武卿につかふ。

元武もとたけ 繁之助

延享三年九月朔日はじめて惇信院殿（家重）に拝謁す。時に十三歳。寶曆四年七月十二日父にさきだちて死す。年二十一。

某 早世 観次郎

女子 和田三郎左衛門持澄が妻。  
元者 平三郎

寶曆十二年九月朔日はじめて浚明院殿（家治）にまみえたてまつり、明和三年四月十日父に先立ちて死す。年二十一。

女子 和田三郎左衛門持澄が養女。

女子 田安の館につかふ。

女子 叔父齋宮元卓が養女。

女子 雨宮新五朗正修が妻

● 元甫

鍋次郎 母は某氏

明和七年九月朔日はじめて浚明院殿に拝謁し、安永七年九月六日遺跡を繼、天明元年六月二十七日死す。年三十七。法名示珠。妻は松平源大夫定嗣が女。

女子

「元苗

松三郎 兵橋 實は齋宮元貞が二男。母は田安館の侍女、某氏が養女。元甫が終にのぞみて養子となる。

天明元年九月七日遺跡を繼。時に十七歳。采地三百石。寛政元年六月七日御小姓組に列し、のち的を射て時服二領を賜ふ。妻は津田外記正明が二男、登之助正時が女、後妻は安部駿河守信富が養女。

元壽 鈸三郎 母は信富が養女。

家紋 一文字に三星 澤瀉。寛永系図に桔梗。家傳に往古は鶴の丸を用ふといふ。



毛利兵吉屋敷位置図  
(毛利重長 寛永十七年十一月  
遺領を繼小普請、承応二年十二  
月大番に列す)

森

濱之助某がとき家たゆ。吉安はじめ毛利を稱し、の  
ち森にあらたむ。

● 吉安

權八 九郎左衛門 毛利九郎左衛門高次が二  
男。母は某氏。

幼年より豊臣太閤につかへ、天正十五年三月十五  
日兄伊勢守高政に豊後國日田玖珠二郡のうち二萬  
石を宛行れしとき、吉安に所領のうち二千石をわ  
かちあたふ。時に十五歳。慶長六年四月五日東照宮  
高政が所領を同國海部郡佐伯にうつされしとき、  
彼地、堅田床木両郷にして、もとのごとく二千石を  
分ちたまひ、すなはち仰によりて勤仕す。寛永年中  
こふ旨に任せられ、あらためて上総國のうちに於  
て二百石廩米千八百俵を賜ひ、佐伯の舊領は宗家  
に預らる。十七年四月朔日死す。年六十八。法名宗  
才。日暮里の南泉寺に葬る。後葬地とす。

妻は上総介忠輝朝臣の家臣山田出雲某が女。

吉房

初吉成

勘兵衛

庶子たるにより嗣とならず。別に家を興し、子孫忠  
右衛門某がとき断絶す。其世系は下に見えたり。

● 吉隆

勘右衛門 母は出雲某が女。

寛永十八年二月十八日遺跡を繼、十九年十月十一  
日はじめて大猷院殿(家光)にまみえたてまつり、  
そののち御書院番に列し、慶安元年十二月四日仰  
をつけたまはりて、石川彌左衛門貴成とともに目  
付代さされて豊後國府内に赴く。萬治二年九月十  
一日さきに本城榮作の事にあづかりしにより、時  
服四領、羽織、黄金三枚を賜ふ。寛文三年七月二十一  
日内藤新五郎正俊とともに城引渡の事をうけた  
まはり、三河國西尾城にいたる。のち番を辞し、小  
普請となる。十二年二月二十七日死す。法名義山。  
妻は松平越前守家臣矢島七右衛門宗重が女。

● 某

勘十郎 母は宗重が女。

寛文元年十月九日はじめて嚴有院殿(家綱)に拝謁

安が長男。母は某氏。

し、十二年七月十二日遺跡を繼、元禄元年九月二十  
八日死す。法名玄超。

一 某 次郎四郎 實は松平越前守家臣矢島七左衛門某  
が男。勘十郎某が養子となり、のち父にさきだちて  
死す。

某 濱之助 實は松平越前守家臣白樺三郎兵衛某が

男、勘十郎某が養子となる。

元禄元年十二月十日遺跡を繼、二年閏正月十八日  
はじめて常憲院殿（綱吉）にまみえたてまつる。十  
月二十四日死す。法名宗節。幼年にして死し、嗣な  
きにより家たゆ。

家紋 鶴丸

森

忠右衛門某がとき罪ありて家たゆ。

某

小三郎 母は某氏

享保十九年十二月二十二日家を繼、元文二年十一月  
四日西城の御小姓組に列す。寛保一年九月十五日死  
す。年三十三。法名良源。妻は圖司丈助末親が女。

吉房

初吉成 勘兵衛 致仕號無音 森九郎左衛門吉

某 早世 勘八郎

某

伊織 勘兵衛 致仕號無得 實は高橋五郎左衛  
門某が男。母は某氏。吉房が養子となる。  
天和三年七月九日家を嗣。時に十六歳。享保十九年  
十二月二十二日致仕す。寶曆三年七月十九日死す。  
法名一法。溜池の陽泉寺に葬る。

寛永十二年七月めされて大猷院殿（家光）につかへ  
たてまつり、御小姓組に列し、廩米三百俵をたまは  
り、のち番を辞し小普請となる。天和三年七月九日  
致仕す。元禄十二年十二月十六日死す。法名無音。  
妻は眞田伊豆守家臣高橋五郎左衛門某が妹。

小八郎 島之助 忠右衛門 實は圖司丈助末親

が三男。母は某氏。小三郎某が養子となる。

寛保二年十二月二日遺跡を継、延享二年二月十九日西城の御小姓組に列し、寶曆十一年八月三日より本城のつとめとなり、のち西城に復す。安永七年閏七月晦日の夜逐電し、いくほどなくして死す。十一月二十九日存命せるにおいては追放の罪に處せらるべきのむね、水野一八忠行に厳命をつたへらる。妻は柘植平五郎正富が女。

某 震太郎

安永七年十一月二十九日、さきに父忠右衛門貧窮にせまり所々より高利の金を借、かへすべき術なきにより自殺に及ばんとせしとき、いかにしてもこれを宥め、親戚の輩にも譲してはからぶべきを、かへつて

父をすすめ家族をゐて、逐電せし始末幕下の士たるもののあるまじき所為なりとて追放せらる。妻は杉原吉五郎正英が女。

### (二) 本家に仮住まい

『温故知新録』第一巻の「七六、元禄八・九・十・十一・十二年諸旧記書状」の元禄八年（一六九五）一月八日には、一今日四ツ谷付近より出火したのが大火となり、赤坂芝札の辻迄類焼した。森無音様（毛利吉安の子）・同伊織様（吉安の孫）の屋敷も類焼し、ご当家御屋敷へ立退かれ、御長屋に引越された。

十二月二十五日に屋敷の普請が終わり、お引移りになつた（三五三頁）

とある。また同十二月二十六日には、

一今日数寄屋橋付近で出火し毛利兵橘様の屋敷が類焼した。ご当家御屋敷に立退かれたので、これまで森伊織様がお住みになつた、御長屋へお引越になつた。（三五三頁）

とある。

元禄八年（一六九五）二月八日には、森無音の屋敷が類焼したので、上屋敷の長屋を提供している。そして十二月二十五日には、無音（勘兵衛・吉房）の屋敷普請も終わり

引っ越した。そしたら翌日には、今度は毛利兵橘の屋敷が類焼に合い上屋敷へ立退いてきたので、森伊織がこれまで住んでいた長屋を提供している。

なお参考までに記すと、前述の二月八日の四ツ谷付近出火の火災は、赤坂・芝札の辻まで類焼とある。この芝札の辻には久留島家の上屋敷があり、そこも類焼したようだ。

元禄八年七月二十二日の記事には、「一、久留島帶刀様

(通政) 御屋敷の普請が終わったので、本日御当家白金の下屋敷より引越された。」とある。久留島氏は同じく白金に下屋敷を所有しているが、藩主が仮住まいするような施設がなかったのであろうか、毛利家の建物を借用している。あるいは、帶刀の家族は自藩の下屋敷に仮住まいし、当主は手狭のため親類の毛利家下屋敷を、借用したものかもしれない。

『温故知新録』四巻の「二、享保三年御手日記」の一月二十七日によると、次のようにある。

一 森伊織は先ごろ類焼にあつたので、関十左衛門を住まわせておいた長屋を貸した。去る四日に家内に引っ越してきたので、同夜攝津守から夜食などを遣

したと申し送つてきた。

また「五、享保五年御手日記」(同巻)の九月十二日には、「一、岩本平左衛門(家老)が以前から願つていたので、今日同人の長屋へ行つた。続いて森伊織方(勘兵衛)にも出掛け行つた。料理をいただき、ゆつくりと語り合ひ、午後八時ごろ帰つた。」とある。森伊織の長屋住まいは続いている(屋敷の再建が進まないのか)。

## (二) 財政破綻の末

次に、もう一つ森伊織家との関係について記しておく。この「伊織」は、前記系譜にある通り吉房の子である。二巻所収の「御代々御勤仕書」の「八代高代(高標)」の項の宝曆十一年(一七六一)十一月三日の記事には、「妹の光を森小八郎の養女に遣わし、後日小八郎の惣領震太郎と婚姻させたい旨をお願いした。」(五五頁)とある。

ここで藩主系譜(『新訂寛政重修諸家譜』第一七巻)を記すと、次の通りである。

一 女子 母は藤田氏。松平大隅守直道に嫁し、離婚のち、竹中主膳元儀が妻となる。

(七代)

高丘

寅太郎 周防守 従五位下 母は上におなし。

享保十三年佐伯に生る。元文五年五月十二日嫡

孫承祖となり、寛保二年八月七日封を襲。時に十五

歳。延享元年二月十五日はじめて有徳院殿(吉宗)

にまみえたてまつり、二年十月十八日従五位下周

防守に叙任し、寛延二年四月十五日はじめて領地

にゆくの暇をたまふ。寶曆十年六月十六日卒す。年

三十三。香山全性蘭陵院と號す。

葬地高政におなし。室は鳥居丹波守忠暉が女。

高 安次郎 母は上におなし。

某 早世 秀太郎 母は忠暉が女。

(八代)

高標

彦三郎 和泉守 伊勢守 従五位下 母は上に

おなし。

寶曆九年生る。十年八月九日遺領を継、豊後國海部  
郡のうちにをいて二萬石領し、佐伯城に住し、代々

女子 高標 母は奉衡が女。

岩之助 美濃守 従五位下 母は田中氏。嫡母

柳間に候す。時に六歳。明和八年七月二十八日はじ  
めて領地にゆくの暇をたまふ。天明三年六月二十  
八日佐伯の内堅田床木の両郷二千石餘の地をあづ  
けらる。寛政元年四月十二日伊勢守にあらたむ。  
室は加藤左近将監奉衡が女。

正應 土之助 三十郎 外記 玄蕃 母は佐原氏。

花房因幡守正域が養子。

季濟 初季禮 中務 内膳 母は高標におなし。

秋田淡路守季満が養子。

女子 母は正應に同じ。戸田大隅守忠如に嫁を約し、  
いまだ婚せずして忠如卒するにより、本庄甲

斐守道利が室となる。

初高納 利雄 徳十郎 伊織 兵庫助

母は上におなし。瀧川大學利廣が養子。

女子 母は某氏 森震太郎某に嫁を約し、いまだゆ

かずして離婚し、井上周防守正乗が妻となる。

の養ひとなる。

安永四年佐伯に生る。寛政元年九月十一日嫡子となり、四年七月二十八日はじめて将軍家（家斉）にまみえたてまつり、十二月十六日従五位下美濃守に叙任す。

室は喜連川左兵衛督恵氏が女。

政雍 初高長 松之助 主税 主計、母は上におなじ。

小笠原安房守政恒が養子。

女子 母は某氏 織田仁作長裕が妻。

高翰 禁菊 母は恵氏が女。  
某 千橘 母は上に同じ

「（三）氣安き交流」  
〔二宝永二年（一七〇五）御手日記〕（三巻）の正月五日によると「一、毎年のとおり馬の乗り始めをし、溜の間で雑煮を祝つた。金兵衛が相伴した。それから森伊織の長屋へ行き、すぐに金兵衛にいつものように行き、雑煮などを祝い、祝儀の目録を遣わした。」とある。金兵衛は家老の益田金兵衛のことと、正月にはこのように重臣の長屋へ行き、祝儀を遣わすのがしきたりである。この森伊織は先に記した妹の光のことで、前記の願いは許可され、翌年二月二十二日には結納の祝儀を受け、三月五日には森小八郎方へ引っ越している（五五頁）。そして明和六年（一

七六九）十二月六日には、「妹の光を森忠右衛門（小八郎）方へ養女にやつていたが、不縁のため双方相談の上離婚したことを月番老中へ届けた」（五六頁）とある。この森家へは、経済的な援助の資料は見当たらず、同家では父が「貧窮にせまり所々より高利の金を借、かへすべき術なきにより、自殺に及ばんとせし」という状態であった。結局幕下の士たるもののあるまじき所為なりとて、安永七年（一七七八）十一月二十九日には追放されている。

このような事情から、幕府への提出系譜では震太郎とは嫁を約したが、未だ行かずして、離婚と記したものであろう。

の系譜にあるように、吉房の子で致仕後は「無得」と号した。当時、上屋敷の長屋住まいである。

またこの前年の御手日記の八月二十六日には、「一、毛利兵橋・同源藏（重榮）が一緒に、初めて来たので雑煮など馳走した。このとき平賀玄純も来た。」とある。

宝永元年、兵橋と長子源藏が初めて藩主家へ来たのであろう（藩邸出入りの初めか？）。このとき、平賀玄純も同伴したという。この人は幕府お抱えの医師である。

寛保二年（一七四二）には、佐伯において殿様が病気のため、国元に派遣されるよう幕府に願い出て許されている（十五、寛保二年日記、九巻所収）。

また「六、宝永三年日記」（三巻）の正月二十日には、次のような記事がある。

一毛利数馬は、今後森兵橋・伊織がするとおり、勝手口からお通りになり、気安くお話をするようになられたいとのことで兵橋からも外記へ頼んできたので、殿の耳に入れたところ、なるほどもつともだとお思いになつた。よつて今日小書院でお会いになり、今後は内玄関から上台所を通られて上がるよう、外記が案内申し上げた。

森兵橋・森伊織は、これまで表玄関からではなく藩邸の勝手口から自由に出入りしていたが、今日毛利数馬も同様にしたいとの申し出があり、内玄関からの出入りを許している。

（九重町大字松木　宝八幡宮）